

○東村山市障害者自動車ガソリン費等の補助に関する規則

平成元年8月29日

規則第44号

改正 平成2年3月16日規則第10号

平成11年3月25日規則第20号

平成12年7月31日規則第62号

平成17年11月30日規則第54号

〔題名改正〕

平成18年6月16日規則第45号

平成19年3月30日規則第21号

平成19年7月30日規則第42号

平成27年7月8日規則第54号

平成29年6月28日規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、歩行すること若しくは自ら外出することが困難な障害者に、日常生活のために必要とする自動車の運行に伴うガソリン費用又はタクシー等の利用料金（以下「ガソリン費等」という。）の一部を補助することにより、障害者の経済的負担を軽減し、もって社会参加の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次のいずれかに該当する障害者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める3級以上の障害を有する者。ただし、上肢、聴覚、音声、言語又はそしゃく機能の障害者を除く。

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において、知的障害と判定され、3度以上の療育手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に規定する愛の手帳に限る。）の交付を受けた者

(2) 扶養義務者 障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められるその者の配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合は、その者の父母を含む。）をいう。

(3) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、障害者又は同居の家族が所有するものをいう。

(4) タクシー等 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同法第80条第1項ただし書に規定する国土交通大臣の許可を受け、福祉を目的として有償運送の用に供する自動車をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、東村山市内に住所を有する障害者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、補助の対象としない。

(1) 当該年度の市民税（4月から7月までの月分の補助については、前年度の市民税）を課税されている者

(2) ガソリン費用補助にあつては、その者の扶養義務者の前年の所得（1月から7月までの月分の補助については、前々年の所得）が東村山市心身障害者福祉手当条例（昭和49年東村山市条例第39号。以下「福祉手当条例」という。）第2条第2項第1号に規定する規則で定める額を超えている者

(3) タクシー等利用料金補助にあつては、その者の扶養義務者が当該年度の市民税（4月から7月までの月分の補助については、前年度の市民税）を課税されている者

(4) 東村山市障害者手当支給条例施行規則（昭和46年東村山市規則第16号）第3条に規定する施設に入所している者

(補助額等)

第4条 補助の種別及び額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助は、次条の規定に基づき利用の登録の申込みをした日の属する月分から利用の登録を抹消された日の属する月分まで受けることができる。ただし、登録を抹消された日の翌日以後に給油したガソリン費用は補助の対象としない。

(利用登録)

第5条 ガソリン費等の補助を受けようとする者（以下「登録申込者」という。）は、ガソリン費用の補助又はタクシー等の利用料金の補助のいずれかを選択し、東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を市長に提出して、利用の登録を受けなければならない。

2 登録申込者は、登録申込書に次の各号の区分に従い当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) ガソリン費用の補助を受けようとする者
    - ア 第2条に規定する障害者であることを証する書類
    - イ 当該年度の市民税非課税証明書（4月から7月までの間に申し込みをする場合は、前年度の市民税非課税証明書）
    - ウ 扶養義務者がいる場合は、当該扶養義務者の前年の所得を証する書類（1月から7月までの間に申し込みをする場合は、前々年の所得を証する書類）
    - エ 自動車を運転する者の運転免許証の写し
    - オ 使用する自動車の車検証の写し
    - カ その他市長が必要と認める書類
  - (2) タクシー等の利用料金の補助を受けようとする者
    - ア 第2条に規定する障害者であることを証する書類
    - イ 当該年度の市民税非課税証明書（4月から7月までの間に申し込みをする場合は、前年度の市民税非課税証明書）
    - ウ 扶養義務者がいる場合は、当該扶養義務者の当該年度の市民税非課税証明書（4月から7月までの間に申し込みをする場合は、前年度の市民税非課税証明書）
    - エ その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、登録申込書を受理したときは、その内容を審査し、利用登録の可否を決定する。
- 4 市長は、前項の規定に基づき決定したときは、東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録書（第2号様式）又は東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録非該当通知書（第3号様式）により登録申込者に通知しなければならない。

（ガソリン費用補助の特例）

- 第6条 障害者及び同居の家族が自動車を保有しない場合であつて、市内に在住する直系血族又は兄弟姉妹（以下「在住直系血族等」という。）若しくは当該在住直系血族等の世帯に属する者の保有する自動車を障害者の日常生活のために使用するとき、当該自動車を同居の家族が所有する自動車とみなす。
- 2 運転免許の未取得等により自動車の運転をすることができない障害者又は同居の家族が保有している自動車を、在住直系血族等若しくは当該在住直系血族等の世帯に属する者が障害者の日常生活のために使用するとき、これらの者を同居の家族とみなす。
  - 3 前2項の規定を適用する場合においては、第3条第2項第2号、第5条第2項第1号ウ、第10条第4号、第12条第1項及び第14条第2項の規定による前年の所得の算定等につ

いて、第3条第2項第2号、第5条第2項第1号ウ、同項第2号ウ、第10条第4号、第12条第1項及び第14条第2項中「扶養義務者」とあるのは「扶養義務者及び在住直系血族等」と読み替えるものとする。

(タクシー等の利用料金補助の特例)

第7条 登録申込者（ガソリン費用の補助を受けることができる者を除く。）と同一の世帯に登録申込者以外の障害者がいる場合にあつては、当該登録申込者の扶養義務者の前年の所得（1月から7月までの月分の補助については、前々年の所得）が福祉手当条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額を超えていないときは、第3条第2項第3号の規定にかかわらず、タクシー等の利用料金の補助を受けることができる。

2 前項の場合において、第5条第2項第2号ウ中「当該年度の市民税非課税証明書（4月から7月までの間に申し込みをする場合は、前年度の市民税非課税証明書）」とあるのは「前年の所得を証する書類（1月から7月までの間に申し込みをする場合は、前々年の所得を証する書類）」と読み替えて同号ウを適用する。

(補助金の請求等)

第8条 第5条第1項の規定により利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）が補助金の請求をする場合は、4月、8月及び12月（以下これらの月を「請求月」という。）の15日以後月末までに当該各月1回を限度として前4月分のガソリン費等について、東村山市障害者自動車ガソリン費等補助金請求書（第4号様式）に領収書を添付して市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の請求を請求月に請求できなかった者があるときは、当該請求できなかった請求月の次の請求月に限り、当該請求できなかったガソリン費等を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づく請求があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を決定し、支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があるときは、当該補助金をその者から返還させることができる。

(利用登録の変更)

第10条 登録者は、次の各号の一に該当したときは東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、受給者の受

給資格等について、市長が自ら確認できるときは、当該届出を省略することができる。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 使用自動車又は運転者に変更があったとき。
- (4) 扶養義務者に変更があったとき。
- (5) ガソリン費用の補助を受けている者（その者に扶養義務者がいるときは、第3条第2項第3号に該当しない者に限る。）が、タクシー等の利用料金の補助に変更しようとするとき、又はタクシー等の利用料金の補助を受けている者が、ガソリン費用の補助に変更しようとするとき。

2 前項の変更届には、変更した事実を証する書類及び第5条第2項各号の区分に従い当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、既に提出した書類又は公簿等によりそれらの内容を確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(利用登録の抹消)

第11条 市長は、登録者が次の各号の一に該当したときは、当該利用登録を抹消しなければならない。

- (1) 第3条第1項の要件を備えなくなったとき。
- (2) 第3条第2項各号の一に該当したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 利用登録の辞退があったとき。
- (5) ガソリン費用の補助を受けている者が、自動車を保有しなくなったとき。
- (6) 偽りその他不正な行為により第5条第1項の利用の登録を受けたとき。

2 前項の規定により、利用登録を抹消したときは、東村山市障害者自動車ガソリン費等補助登録抹消通知書（第6号様式）により当該登録者であった者に通知する。ただし、第3号及び第4号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払補助金)

第12条 登録者が死亡した場合において、当該登録者に支払うべき補助金があるときは、第8条第1項の規定にかかわらず、当該登録者の同居の家族は補助金の請求をすることができる。

2 前項の請求は、東村山市障害者自動車ガソリン費等未支払補助金請求書（第7号様式）により行わなければならない。

3 第8条の規定は、前2項の規定による補助金の請求について準用する。

(状況調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、登録者若しくはその者の同居の家族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(利用登録の確認)

第14条 登録者は、毎年8月15日から同月末日までの間に、東村山市障害者自動車ガソリン費等利用登録確認書（第8号様式）に市民税非課税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 扶養義務者がいる登録者は、前項の届出をするときに、受けている補助の種別により第5条第2項第1号ウ又は第2号ウに定める書類を併せて提出しなければならない。

(公簿等の確認)

第15条 市長は、この規則の規定により申込書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、ガソリン費等の補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に東村山市心身障害者自動車ガソリン費補助要綱（昭和49年東村山市訓令第9号）に基づく受給資格の認定を受けている者は、この規則により認定されたものとみなす。

附 則（平成2年3月16日規則第10号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日規則第20号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月31日規則第62号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東村山市心身障害者（児）自動車ガソリン費補助規則の規定は、平成12年8月以後の月分のガソリン費補助から適用し、同月前の月分に係るガソリン費補助については、なお従前の例による。

附 則（平成17年11月30日規則第54号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の東村山市障害者自動車ガソリン費等の補助に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成17年8月以後の月分のガソリン費等の補助から適用し、同月前の月分に係るガソリン費等の補助については、なお従前の例による。
- 3 平成17年8月から平成19年7月までの月分のタクシー料金の補助について、扶養義務者に新規則第3条第3号の規定を適用する場合は、当該扶養義務者の前年の所得（1月から7月までの月分のタクシー料金の補助については、前々年の所得とする。）が次に掲げる額を超えるときとする。

平成17年8月から平成18年7月までの分	福祉手当条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額（以下「所得基準額」という。）
平成18年8月から平成19年7月までの分	所得基準額の2分の1に相当する額

(東村山市心身障害者タクシー料金補助規則の廃止)

- 4 東村山市心身障害者タクシー料金補助規則（昭和56年東村山市規則第18号）は、廃止する。

(東村山市心身障害者タクシー料金補助規則の廃止に伴う経過措置)

- 5 平成17年7月以前の月分のタクシー料金補助については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月16日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第21号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月30日規則第42号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年6月28日規則第54号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第4条）

種別	補助額（1月当たり）
ガソリン費用補助	1リットルにつき55円 ただし、ガソリンの使用量は50リットル（2級以上の身体障害者が自ら自動車を運転する場合は80リットル）を限度とし、その使用量に小数点以下があるときは、小数点以下を四捨五入して補助額を算定する。
タクシー等利用料金補助	3,000円



第1号様式(第5条)

(宛先) 東村山市長

年 月 日

申請者住所 東村山市 町 丁目 番地

ふりがな  
申請者氏名

生年月日 年 月 日 ( 歳)

電話番号 ( )

個人番号 . . . . .

東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録申込書

障害者ガソリン費用又はタクシー等利用料金補助について下記のように利用登録を申し込みます。なお、支払については下記の口座に振込してください。

利	手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳( 級) <input type="checkbox"/> 愛の手帳( 度) ※ 上肢、聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害は対象となりません	
	種類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助を選択 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助を選択 ※ ガソリン費補助を選択する場合は「車両及び運転者」欄をご記入ください	
用	車両及び運転者	運転者	氏名(続柄) ( ) 生年月日 年 月 日
		車両	所有者(続柄) ( ) ナンバー
況	振込先	※申請者本人名義に限ります	
		銀行 組合 信用金庫	支店 口座番号

第2号様式(第5条)

年 月 日

東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録書

東村山市長



年 月 日付で申込みのありました東村山市障害者自動車ガソリン費等補助につきましては、下記のとおり登録しましたので通知します。

登 録 番 号	第 号		
補 助 の 種 類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助		
補 助 の 上 限	月に <input type="checkbox"/> 50リットル <input type="checkbox"/> 80リットル <input type="checkbox"/> 3,000円 まで		
補 助 の 開 始 年 月	年 月分から		
請 求 時 期	期 別	使用した月分	請求期間
	第1期	12月分から3月分まで	4月 日～4月 日
	第2期	4月分から7月分まで	8月 日～8月 日
	第3期	8月分から11月分まで	12月 日～12月 日

◎別紙の注意をよくお読みください。

この通知書は、ご本人で大切に保管して下さい。

第3号様式(第5条)

年 月 日

東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録非該当通知書

東村山市長



年 月 日付で申込みのありました東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録につきましては、下記のとおり該当しないので通知します。

氏名	
住所	
該当しない理由	

第4号様式(第8条)  
 (請求先)東村山市長

東村山市障害者自動車ガソリン費等補助金請求書

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

下記の東村山市障害者自動車ガソリン費等補助金について、領収書添付のうえ請求します。

登録者名 氏				登録番号	第 号
登録住所	東村山市 町 丁目 番地				
補助の種類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助				
請求する領収書の内容	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで
	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで
	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで
	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで

※ 市審査欄

対象月	補助の種類	内容審査	補助金 支払額計
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
※ 備考			

第5号様式(第10条)

(届出先) 東村山市長

東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録変更届

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、東村山市障害者自動車ガソリン費等補助利用登録に変更がありましたので届け出ます。

記

登録者氏名		登録番号	第 号
生年月日		種類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助

異動事項(※タクシー等利用料金補助の場合は☆印のみ)

	変 更 前	変 更 後
☆氏 名		
☆住 所 (変更者: )		
☆扶 養 義 務 者		
運 転 者		
自 動 車 所 有 者		
自 動 車 の ナ ン バ ー		

消滅事項

<input type="checkbox"/> 本市の住民でなくなった <input type="checkbox"/> 辞退する <input type="checkbox"/> 死亡した <input type="checkbox"/> 施設入所した <input type="checkbox"/> 自動車を所有しなくなった  <input type="checkbox"/> その他要件に該当しなくなった └─{ <input type="checkbox"/> ガソリン費用補助に切替 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助に切替 <input type="checkbox"/> その他}
--

変 更 が 発 生 し た 日	年 月 日
-----------------	-------

第6号様式(第11条)

年 月 日

東村山市障害者自動車ガソリン費等補助登録抹消通知書

東村山市長



東村山市障害者自動車ガソリン費等補助の登録につきましては、下記のとおり抹消しましたので通知します。

登 録 番 号	第 号
補 助 の 種 類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助
補 助 の 上 限	月に <input type="checkbox"/> 50リットル <input type="checkbox"/> 80リットル <input type="checkbox"/> 3,000円 まで
補 助 の 廃 止 年 月	年 月分まで
抹 消 の 理 由	

第7号様式(第12条)  
 (請求先)東村山市長

東村山市障害者自動車ガソリン費等未支払補助金請求書

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

下記の東村山市障害者自動車ガソリン費等の未支払補助金について、領収書添付のうえ  
 請求します。

登録者 氏名			登録 番号	第 号	
登録者 住所	東村山市 町 丁目 番地				
請求者	氏名			続柄	
	振込 口座	銀行 組合 信用金庫 支店		口座 番号	
種類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助 <input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助				
請求する 領収書の内容	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで
	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで
	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで
	年 月分	補助	計	リットル 円	上限 まで

※ 市審査欄

対象月	補助の種類	内容審査	支払額計
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
年 月分	補助	<input type="checkbox"/> ガソリン      L×55円= <input type="checkbox"/> タクシー      円	
※ 備考			

第8号様式(第14条)

(届出先) 東村山市長

東村山市障害者自動車ガソリン費等利用登録確認書

年 月 日

登録者氏名(本人名) \_\_\_\_\_

東村山市障害者自動車ガソリン費等利用登録の確認書を提出します。

- \* 本人及び扶養義務者が今年の1月2日以降に東村山市内に転入された場合は、当該年度の市民税の証明書を提出する必要があります。
- \* ガソリン費用補助を選択している方は、車検証と免許証の写しを添付してください。

登 録 番 号	第 号	
種 類	<input type="checkbox"/> ガソリン費用補助	<input type="checkbox"/> タクシー等利用料金補助
ふ り が な 氏 名	-----	
生 年 月 日	年 月 日	
現 住 所	東村山市	
施設入所の有無	<input type="checkbox"/> 入所していない <input type="checkbox"/> 入所している (施設名: )	
今 年 1 月 1 日 時 点 の 住 所	<input type="checkbox"/> 東村山市 <input type="checkbox"/> 東村山市以外 東村山市以外にお住まいだった場合は、今年1月1日時点の住所で発行される 年度の(非)課税証明書を当届出書に添付してください。	
車両番号/運転者 (ガソリン費用補助を選択の場合のみ)	運転者氏名(続柄)	( )
	車両所有者(続柄)	( )
	車 両 番 号	-----



第1号様式 (第5条)

第2号様式 (第5条)

第3号様式 (第5条)

第4号様式 (第8条)

第5号様式 (第10条)

第6号様式 (第11条)

第7号様式 (第12条)

第8号様式 (第14条)